

復職を促すと、不利益な取り扱いの「ハラスメント」になるのではないかと心配が企業側にあった。

育児休業は原則子供が1歳になるまで取得できる。子供が保育所に預けられないといった場合は2歳まで延ばせるよう法改正した。育児が長くなると、企業が従業員に復職を勧める事例が増える想定し、同省がつくる指針にハラスメントについての考え方を記す。

実際に復職をするかどうかは労働者が判断する。企業側が指針の規定を悪用し労働者に退職などを迫るようなことがないように求める。

育児社員への早期復職要請

「ハラスメントでない」

厚労省指針

厚生労働省は育児や介護を理由に休職している社員に関し、職場の上司が早期の復職を促しても「ハラスメントにはあたらない」とする見解をま

とめた。最長で子供が2歳になるまで休業できるようにする改正育児介護休業法は10月に施行される。

長く休業する従業員に